飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 令和6年人事院勧告の概要

- (1) 本年の給与勧告のポイント (関係分)
 - ① 民間給与との較差(2.76%)を解消するため俸給表を引上げ改定
 - ② 民間の支給状況に見合うようボーナスを 0.10 月分引上げ
 - ③ 現下の人事管理上の重点課題**に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換(給与制度のアップデート)
 - ※ 若年層給与水準の競争力向上、職務・職責を重視した処遇、採用や異動をめぐる様々なニーズ への対応、その他環境の変化への対応など

(2) 給与改定の内容

- ① 月例給
 - ・初任給を高卒 12.8%、大卒 12.1%引上げ(給与制度のアップデート先行実施分)
 - ・若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定 平均改定率:全体3.0%

[1級 11.1%、2級 7.6%、3級 3.1%、4級 1.3%、5級~7級 1.2%、8級以上 1.1%]

【実施時期】令和6年4月1日

② ボーナス (期末・勤勉手当)

支給月数の引き上げ(0.10月分) 年間 4.50月分→4.60月分)

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月(支給済)	1.275月(現行1.225月)
	勤勉手当	1.025月(支給済)	1.075月(現行1.025月)
令和7年度以降	期末手当	1. 25月	1. 25月
	勤勉手当	1.05月	1.05月

【実施時期】法律の公布日

2 条例の主な改正内容

条例名	条項	主な改正内容	
(1) 飯田市職員の給	第1条	・令和6年度12月期の期末勤勉手当の支給割合の改定	
与に関する条例		一般の職員 期末127.5/100・勤勉107.5/100	
		特定管理職員 期末107.5/100・勤勉127.5/100	
		定年前再任用職員(一般) 期末71.25/100・勤勉51.25/100	
		定年前再任用職員(特定管理) 期末61.25/100・勤勉61.25/100	
		・給料表の改定	
	第2条	・令和7年度以降の期末勤勉手当の支給割合の改定(6月期、12月期)	
		一般の職員 期末125/100・勤勉105/100	
		特定管理職員 期末105/100・勤勉125/100	

r	
	定年前再任用職員(一般) 期末70/100・勤勉50/100
	定年前再任用職員(特定管理) 期末60/100・勤勉60/100
第3条	・令和6年度12月期の期末手当の支給割合の改定 175/100
第4条	・令和7年度以降の期末手当の支給割合の改定(6月期、12月期)
	172. 5/100
第5条	・令和6年度12月期の期末手当の支給割合の改定 175/100
第6条	・令和7年度以降の期末手当の支給割合の改定(6月期、12月期)
	172. 5/100
第7条	・給料表の改定
	・令和6年度12月期の期末手当の支給割合の改定 175/100
第8条	・令和7年度以降の期末手当の支給割合の改定(6月期、12月期)
	172. 5/100
第9条	・特定任期付職員に適用する給料表の改定
	・特定任期付職員に適用する令和6年度12月期の期末手当の支給割合の
	改定 175/100
第10条	・特定任期付職員に適用する令和7年度以降の期末手当の支給割合の改
	定(6月期、12月期) 172.5/100
第11条	・令和7年3月31日までのフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、
	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第1及び第2を適用す
	る。
附則	・第1条、第3条、第5条、第7条、第9条の規定は公布の日から施行
	し、令和6年4月1日から適用する
	・第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は令和7年4月1日
	から施行する
	第 4 条 第 5 条 第 7 条 第 8 条 第 9 条 第 10条